

## 鑑識鑑定官指定制度実施要綱の制定について（例規通達）

鑑定業務に対する自覚と責任感の高揚を図り、公判に耐え得る緻密な鑑定業務の推進と後継者の育成に資するため、別添の「鑑識鑑定官指定制度実施要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行することとしたので効果的な運用をされたい。

別添

### 鑑識鑑定官指定制度実施要綱

#### 第1 目的

この要綱は、富山県警察において指掌紋、足こん跡又は写真の鑑定及び対照（以下「鑑定等」という。）を行う職員を鑑識鑑定官として指定し、運用することにより、鑑定業務に対する自覚と責任感の高揚を図り、もって公判に耐え得る緻密な鑑定業務の推進と後継者の育成に資することを目的とする。

#### 第2 鑑識鑑定官の種別

鑑識鑑定官の種別は、指掌紋鑑定官、足こん跡鑑定官及び写真鑑定官とする。

#### 第3 鑑識鑑定官の任務

鑑識鑑定官は刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）の命を受け、次の任務に当たるものとする。

- 1 指掌紋（足紋を含む。）、足こん跡又は写真（画像）の鑑定等を行い、鑑定書又は当該鑑定に関する報告書を作成すること。
- 2 鑑定等に関し、公判廷での対応を行うこと。
- 3 鑑定等に関して常に研究し、知識及び技能の向上並びに後継者の育成に努めること。

#### 第4 鑑識鑑定官の指定

- 1 鑑識鑑定官の指定は、鑑識課長の推薦に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。
- 2 鑑識課長は、刑事部鑑識課に勤務する職員のうち、次に掲げる選考基準を満たす者から適任者を選考し、鑑識鑑定官指定上申書（別記様式第1号）により本部長に鑑識鑑定官の指定を上申するものとする。
  - (1) 当該鑑定業務の経験を通算して5年以上有し、かつ、警察庁科学警察研究所法科学研修所鑑定技術職員専攻科又はこれと同等の専科を修了した職員で、高度な鑑定の知識及び技能を有する者
  - (2) 大学等の研究機関の研修を修了し、高度な知識及び技能を有する職員で、特に適格性を認める者
- 3 本部長は、鑑識鑑定官を指定するときは、当該職員に鑑識鑑定官指定書（別記様式第2号）を交付するものとする。

#### 第5 鑑識鑑定官の指定の解除

- 1 鑑識鑑定官に指定された者が人事異動により配置換え又は退職したときは、当該鑑識鑑定官の指定を解除したものとみなす。
- 2 鑑識課長は、鑑識鑑定官が次に掲げる事由により指定を解除する必要があると認めるときは、鑑識鑑定官指定解除上申書（別記様式第3号）により本部長に上申するものとする。
  - (1) 長期疾病、心身の故障等によりその任務が遂行できないと認めるとき。
  - (2) その他鑑識鑑定官として指定することが適当でないと認めるとき。

- 3 本部長は、前記2の規定による上申を受け、指定を解除する必要があると認めるときは、当該鑑識鑑定官の指定を解除するものとする。
- 4 鑑識鑑定官の指定を解除された者であっても、第3の2の任務を行う必要が生じた場合は、当該任務を遂行するものとする。

#### 第6 鑑識課長の責務

- 1 鑑識課長は、鑑識鑑定官の鑑定等の知識及び技能の向上並びに公判廷での対応に関する指導、教養等に努めるものとする。
- 2 鑑識課長は、鑑識鑑定官指定(解除)簿(別記様式第4号)を備え、鑑識鑑定官の指定及び解除の経過を明らかにしておくものとする。

※ 別記様式は省略